

魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託

# 【実施計画】

(素案ダイジェスト)

平成27年2月26日版

魚 沼 市

魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託市民・行政協働検討会議

本ダイジェスト版は、文化会館管理業務民間委託「実施計画（素案）」を簡潔に概要をまとめたものです。

## ■ 概況（文化会館の民間委託への経過等）

魚沼市小出郷文化会館は、地域住民からの提言等を受け、「公設民営型」のホール運営がなされる。

- ・運営について、専門的スタッフの確保や安全管理など、現在のままでは解決が難しい、多くの課題が明らかになる。
- ・第2次魚沼市集中改革プランで行政のスリム化。方針「民間でできることは民間で」「小出郷文化会館業務の民間委託」も検討項目として追加される。
- ・魚沼市小出郷文化会館管理委託市民・行政協働検討会議と魚沼市は、平成27年1月、魚沼市小出郷文化会館管理業務の民間委託のあるべき姿をまとめた基本計画を策定する。
- ・基本計画を着実に実現するために必要な事項を、本実施計画（素案）項目を別に謳う。

## ■ 法令等における設置者と指定管理者の責務（設置者の文化芸術発展への取組法令と指定管理者への移行による住民サービスの向上を図る取組等について）

### 1 芸術文化振興基本法

- ・地方公共団体の責務と施策。

### 2 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

- ・劇場、音楽堂等が果たすべき役割及び芸術文化向上に努める設置者・運営者の役割。
- ・人材養成及び確保、設置者・運営者・関係者の相互連携。

### 3 劇場、音楽堂等の活性化のための取組に関する指針（平成25年文部科学省告示第60号）

#### ① 設置者に関する事項

- ・地方公共団体は運営方針を明確に定める必要性。
- ・評価・協議機関との協議と適切な対応、評価基準。

#### ② 設置者・運営者双方に関する事項

- ・施設の設置目的、運営方針を踏まえ、創造性・企画性の高い事業、特色ある事業、ニーズに対応した質の高い事業の実施。
- ・基本計画・実施計画、業務基準・協定書により実施。
- ・専門的人材養成・確保、職員の資質の向上。
- ・普及啓発活動の推進。
- ・関係機関との連携、国際交流・調査研究。

- ・経営安定化・安全管理の実施。

#### 4 諸計画における施設の位置づけ

##### ① 総合計画

- ・後期基本計画による芸術文化活動の取組。

##### ② 魚沼市文化振興基本計画

- ・魚沼文化ビジョン 21 による文化活動の推進。

### 1 業務の委託内容と業務の範囲

#### (1) 施設の設置目的及び指定管理者に期待する役割

「魚沼市において唯一、舞台芸術上演のための専門的な舞台・音響・照明設備を有している施設である。その施設機能を生かし、市民の生きる喜びの創造に寄与することを使命とする」また、開館以来のコンセプトを引き継ぎ、発展させていくために次のように目標を置く。

- ・子ども達の感性を磨く場となることを目指す。
- ・地域文化の中核施設として、人と人をつなぐ場となることを目指す。
- ・文化芸術の振興を通して、地域の発展を目指す。

#### (2) 管理物件（詳細は指定管理導入時に作成する一覧）

魚沼市小出郷文化会館及び響きの森公園内の魚沼市が整備した野外ステージの管理。

#### (3) 指定管理者が行なう業務の範囲

##### ①業務の範囲

- ・魚沼市小出郷文化会館の施設等維持管理事業。
- ・魚沼市小出郷文化会館の貸館事業。
- ・魚沼市との協定により主催して行う事業（自主事業）。
- ・指定管理者の判断により行う主催・共催事業。

##### ②優先順位

- ・法令、募集要項、事業計画、協定書等の間に<sup>むじゆん</sup>矛盾又は<sup>そご</sup>齟齬がある場合の優先順位。

#### (4) 設置者が行なう業務の範囲

##### ①本施設の目的外使用許可及び当該使用料の徴収

##### ②不服申し立てに対する決定

##### ③リスク分担（大規模修繕、保険等）、備品等の扱い

##### ④持続的改善の仕組み

##### ⑤インセンティブ（外部資金を獲得して得た事業収益は指定管理者の営業努力とする）

##### ⑥モニタリングの実施

#### ⑦評価基準

- ・評価協議機関の設置
- ・評価協議機関の概要

#### (5) 施設の管理運営に係る基本的事項

##### ①指定の期間

- ・10年間に設定。

##### ②開業時間、閉館日等

- ・魚沼市文化会館条例のとおり。利用者の益となる場合は指定管理者の判断で行う。

##### ③指定管理者の事業収支

- ・指定管理料は、協定に基づき支払う。

##### ④利用料金

- ・魚沼市小出郷文化会館条例に定められた額を上限として利用料金を定める。
- ・指定管理期間の利用料金は、指定管理者の収入とする。
- ・設置者が利用する場合に発生する利用料については、指定管理者と協議の上、設置者は必要な予算措置を行う。
- ・利用料金の減免は、条例の規定により設置者が示すほか、設置者と協議の上、指定管理者の判断においてもできる。
- ・指定管理者は、減免を受けていた団体等に対し、適切な情報提供に努める。

## 2 指定管理者が行なう業務の基準

### (1) 施設等維持管理業務に関する業務の基準

#### ①文化会館の施設維持管理業務

- ・指定管理者は、安全かつ安心して利用できるよう設備・備品の維持管理に努めなければならない。
- ア 施設・設備
- イ 備品・著作権
- ウ 環境維持
- エ 秩序維持・防災

#### ②文化会館の貸館業務

- ・利用者のニーズや利便性を考慮し、柔軟な対応を行う。
- ・市内の観光、宿泊施設、商工団体等と連携を図り市外利用者を誘致する。
- ・施設活用方法のPRを行い市内利用者の促進を図る。
- ・アンケート調査等によりニーズ、満足度、苦情を把握し、結果を運営に反映する。
- ・指定管理者は、条例施行規則により利用申請を受け付け、利用許可を行う。

③ 主催事業（自主事業）

- ・ 事業費については、自主事業実施のために協定に定める金額を指定管理者に支払う。
- ・ 公演事業としてクラシック音楽、演劇、ミュージカル、ダンス、伝統芸能、映画、ポップス、演歌などの公演を行なう。
- ・ 人材育成事業として、音楽やミュージカル、各種セミナー等行なう。
- ・ 普及啓発事業として、地域コミュニティ等との連携による地域訪問コンサート、教育委員会との連携による学校訪問事業、学生招待事業などの実施に努める
- ・ その他、託児サービスなど行なう。

④ 上記以外の指定管理者の判断によって行なう主催・共催事業

(2) 業務の管理委託概算額

- ・ 管理委託料を協定書に基づき支払うもの。（別紙資料）

①管理費

②人件費

③自主事業費（直近5ヶ年の管理経費を参考に記載する）

(3) 組織に関する業務の基準

①組織について

- ・ 「統括責任者」を定め、「財務会計」、「施設等維持管理」、「貸館事業」「自主事業」などの分野別に責任者を定める。
- ・ 利用者の安全確保のために企画制作、舞台、照明、音響等の専門人材を確保するよう努める。
- ・ 専門人材、ボランティア等の協力者の向上を図らなければならない。

②統括責任者の届け出をしなければならない。

③管理の基準

④要望への対応

(4) 経営に関する業務の基準

- ①資金調達としては、市からの指定管理料、事業補助金。公的・民間助成金、個人・企業からの寄付金等。

- ②事業計画書、事業報告書、定期報告を設置者へ報告すること。

(5) その他の業務の基準

- ①その他の業務基準として、設置者と指定管理者はパートナーシップを持つ。

- ②国県への届け出、手続き、関係法令等の遵守。

- ③情報管理について、個人情報保護及び管理義務。

## II 資料編

### 1 芸術文化振興基本法（抜粋）

- 2 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（抜粋）
- 3 劇場、音楽堂等の活性化のための取組に関する指針（平成 25 年文部科学省告示第 60 号）
- 4 指定管理者制度の運用について（平成 22 年総務省自治行政局長通知）